平成２９年（フ）第４２０２号
大阪府豊中市刀根山３丁目５番32号
債務者　薬師寺智津子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２８号
大阪市西淀川区姫島６丁目７番12号　豊荘204号室、前住所大阪市西淀川区姫島６丁目７番15号
債務者　佐藤　楠美
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２９号
大阪市西淀川区姫島６丁目７番12号　豊荘204号室、前住所大阪市西淀川区姫島６丁目７番15号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２５５号
大阪市東住吉区駒川４丁目４番17号
債務者　河本　行生
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７０号
大阪府豊中市曽根西町３丁目４番８―308号、前住所大阪府豊中市南桜塚１丁目27番６―101号
債務者　中嶋　雪絵
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７０６６号
東京都豊島区池袋本町２丁目33―３―201
債務者　小笠原百香
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１９０号
東京都東村山市栄町３丁目26―13―205
債務者　朝倉　雅徳
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１９１号
東京都杉並区和田１丁目36―29―105
債務者　小出　雪絵
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１９３号
東京都港区東麻布１丁目13―２―701
債務者　鬼丸　敦子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１９５号
東京都練馬区小竹町２丁目９―９―202
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１９９号
東京都大田区下丸子３丁目24―12―302
債務者　阿部　　睦（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２０１号
東京都八王子市大和田町６丁目１―12　カレッジタウン１号棟　706
債務者　佐藤　牧子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２０２号
東京都板橋区大谷口北町４―10
債務者　廣瀬まち子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２１４号
東京都練馬区高野台１丁目９―22―501
債務者　村山　佳代
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２１９号
東京都江東区豊洲４丁目３―３―508
債務者　鈴木　朝子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２２１号
東京都足立区入谷７丁目17―12
債務者　竹内奈津子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部